

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）及び消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（案）について

令和 4 年 11 月  
消 防 庁 予 防 課

【概要】

令和 4 年 9 月 14 日に、「消防法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 62 号。以下「改正省令」という。）」及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（令和 4 年消防庁告示第 5 号。以下「改正告示」という。）」が公布され、全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）について、設置及び維持に関する技術上の基準並びにそれに係る点検基準が追加されたことを踏まえ、「消防用設備等試験結果報告書の様式」及び「消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」について所要の規定の整備を行う。

1. 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）について

【改正内容】

改正告示により、二酸化炭素消火設備の点検基準に標識、AND 回路制御機能及び緊急停止装置の点検項目が追加されたことや、閉止弁の点検項目が外見と機能に細分化されたことを踏まえ、「消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式」に、これらの点検結果の記載欄を追加する。

【施行期日】 令和 5 年 4 月 1 日

2. 消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（案）について

【改正内容】

改正省令により、二酸化炭素消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準に、標識、AND 回路制御機能及び緊急停止装置に関する事項が追加されたことを踏まえ、「消防用設備等試験結果報告書の様式」に、これらの試験結果の記載欄を追加する。

【施行期日】 令和 5 年 4 月 1 日